



神奈川県

県土整備局河川下水道部下水道課



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画

令和5年3月

目次

1. 計画策定の趣旨	1
(1) 計画の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象	2
2. 県内汚水処理事業の概要	3
3. 汚水処理事業をとりまく環境	5
(1) 事業経営	5
(2) 執行体制	8
(3) 施設管理	9
4. これまでの広域化・共同化	11
5. 広域化・共同化の県の方向性	13
6. 広域化・共同化の連携メニュー	14
(1) ハード連携	14
(2) ソフト連携	16
7. 広域化・共同化のロードマップ	19
8. 今後の取組	21
(1) 今後の取組	21
(2) 進捗管理	22

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景と趣旨

県は、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するという基本理念を持ち、SDGs（持続可能な開発目標）の理念と軌を一にする総合計画「かながわグランドデザイン」により生活排水対策を推進しており、県内において、集合処理である下水道事業（流域下水道事業、公共下水道事業）、農業集落排水事業と、個別処理である合併処理浄化槽事業を実施しています。

このうち下水道事業は、明治初期に横浜の外国人居留区に隣接した関内、元町等に敷設されたのが始まりといわれており、戦後、各市町村でも順次下水道事業に着手し、都市部において整備を進めてきました。また、農村部の集落で集合処理が適している地域においては、農業集落排水施設を整備し、人家が点在している地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及を促進してきました。こうした汚水処理施設は、都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与し、県民のいのちを守るインフラとして欠くことのできない施設であり、それぞれの事業の役割分担の下、適正な運営に努めてきました。

しかし近年では、人口減少に伴う使用料収入の減少や、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、また近年激甚化・頻発化する自然災害への対応等、汚水処理事業の経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められています。

このような中、平成29年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度（令和4年度）までに広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、平成30年1月には4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）通知により、全ての都道府県で令和4年度までに「広域化・共同化^{*}計画」を策定するよう要請がありました。

そこで県では、平成30年11月に県内全市町村や国等が参加する「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会」を立上げ、市町村の意向や汚水処理施設の長期的な見通しを伺うとともに、安全・安心なサービスの継続的な提供や環境への配慮等、県民目線を大切にしながら、広域化・共同化の方向性や連携方策について検討を進めてきました。

本計画は、汚水処理施設の持続可能な事業運営を推進するため、県内の汚水処理事業の現状やこれまでの取組を踏まえ、今後（短期（5年）、中期（10年）及び長期（30年））取組んでいく広域化・共同化の連携メニューと実施までのロードマップを取りまとめたものです。

今後、本計画に定めた広域化・共同化の各連携メニューの取組について、関係自治体と連携・協力しながら検討を深め、実現に向けて取組んでまいります。

※「広域化・共同化」：複数の処理区の統合や下水汚泥の共同処理、複数事業の管理の全部または一部を一体的に行う等の広域的な連携により事業運営基盤の強化を図ること（出典：「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」）

(2) 計画の位置づけ

本計画は、都道府県構想（神奈川県生活排水処理施設整備構想）を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として策定するものです。

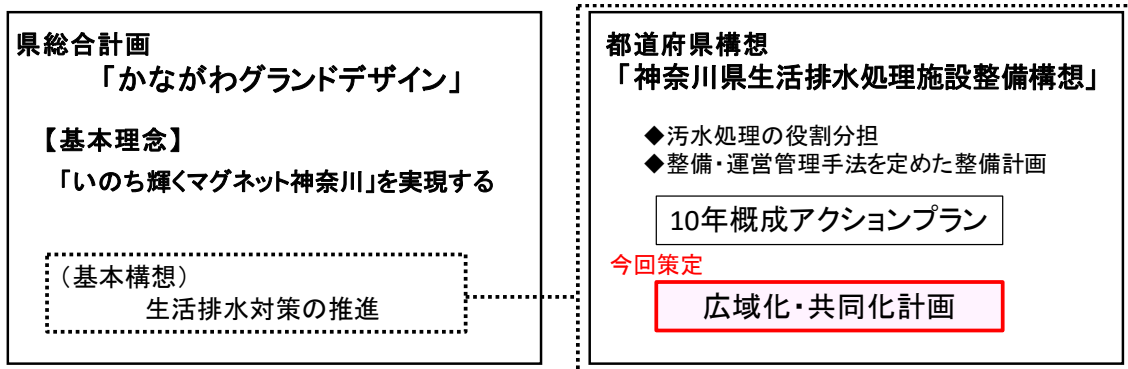


図1 本計画の位置づけ

(3) 計画の対象

本計画の対象は、県内で実施している生活排水処理施設（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）に関連する自治体内又は自治体間の広域化・共同化とします。

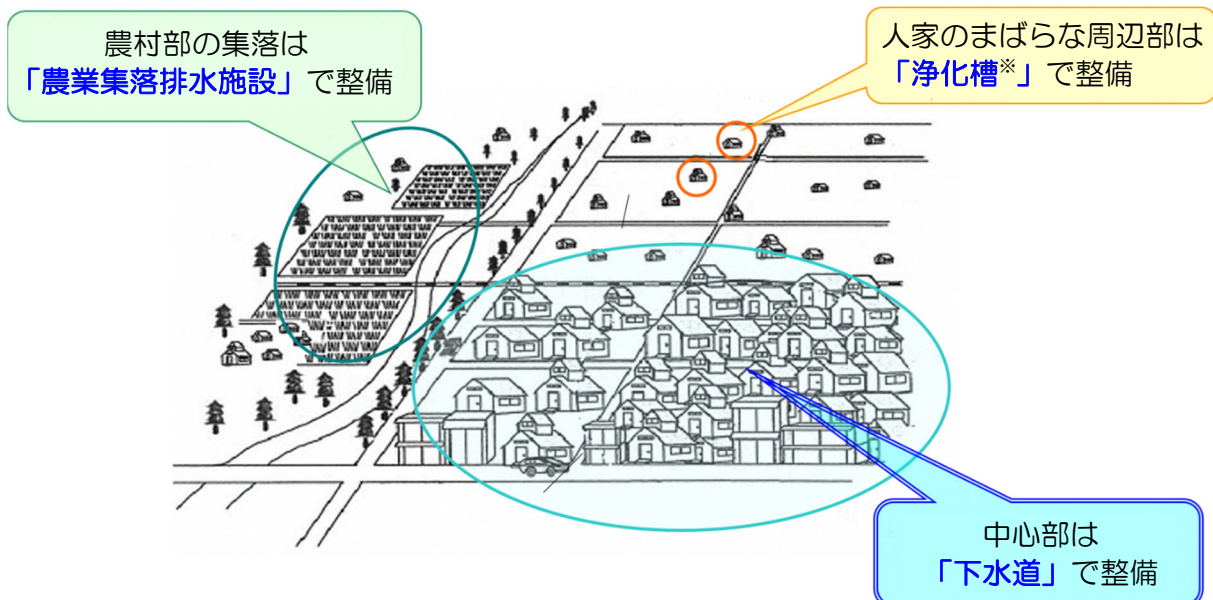


図2 生活排水処理(汚水処理)施設の種類と概念図

出典:国土交通省ホームページ

※ 浄化槽は、トイレの水洗化を目的とした単独処理浄化槽と、本計画の対象である生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽に分類されます。

2. 県内汚水処理事業の概要

県内の汚水処理人口普及率は令和3年度末で98.3%であり、全国平均の92.6%と比べて高い水準にあります。汚水処理の事業区分としては、下水道事業が97.0%と大部分を占めますが、一部地域において農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業が行われています。また、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽が整備されていない地域では、し尿処理施設等で処理しています（表1及び図3）。

県内の汚水処理施設数は、下水道が41箇所（流域下水道：4箇所、公共下水道：37箇所）、農業集落排水が3箇所であり、他の都道府県に比べ、少ない汚水処理施設で多くの汚水を処理しています。（表1、図4及び図5）。

表1 県内の汚水処理内訳(令和3年度時点)

出典: 神奈川県調査

事業区分	事業主体	主な施設		汚水処理人口普及率	
		処理場	管きよ		
下水道	流域下水道	県	4箇所	173km	97.0%
	公共下水道	33市町村	37箇所	29,811km	
農業集落排水	2市	3箇所	42km	0.03%	
合併処理浄化槽	2市町	1,338箇所		1.3%	
	個人	42,838箇所			
計		—		98.3%	
[未整備の地域]					
し尿処理施設等				1.7%	

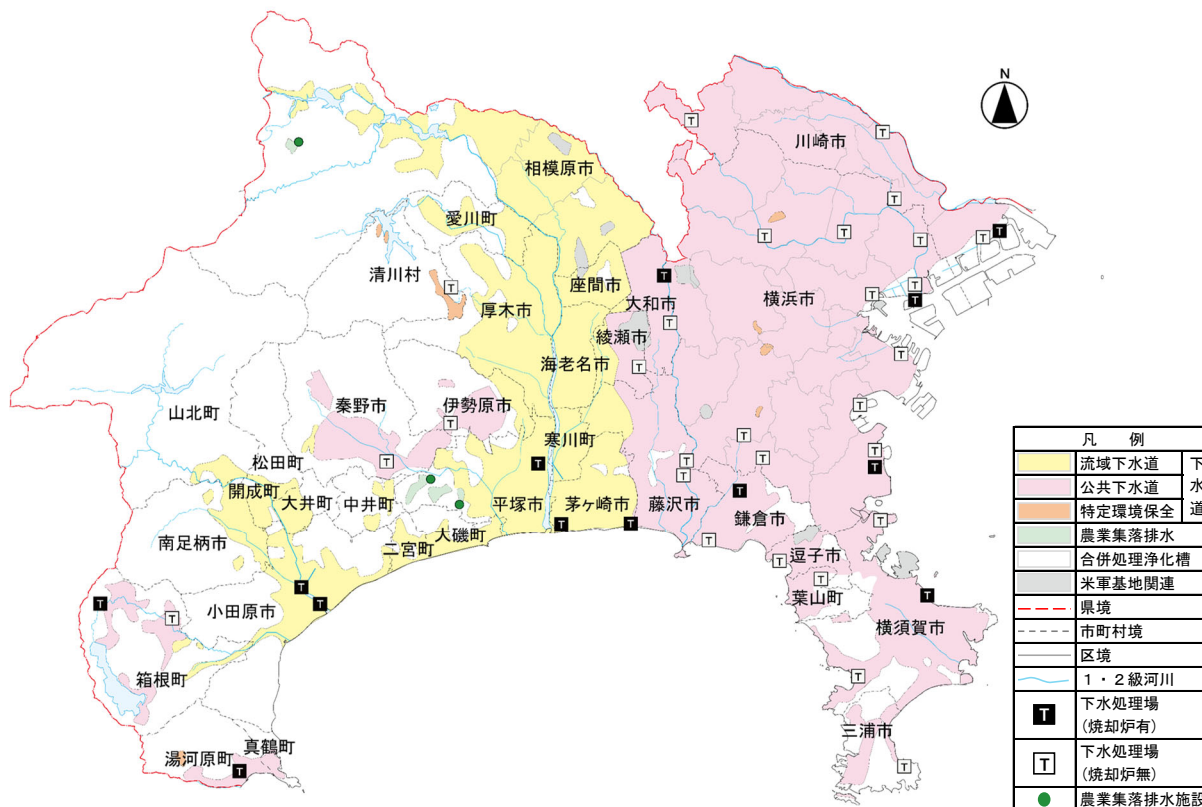


図3 県内の汚水処理概要図

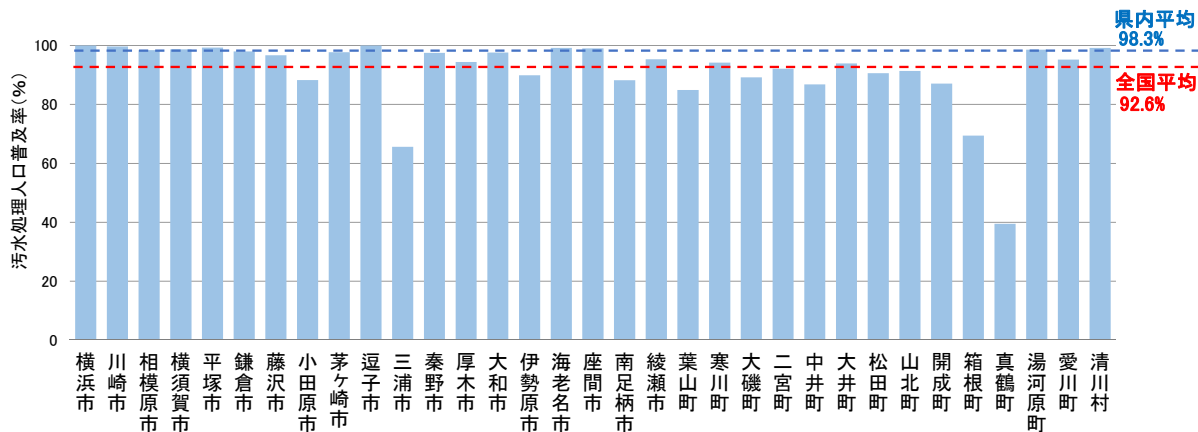


図4 各市町村の汚水処理人口普及率(令和3年度時点)

出典: 神奈川県調査

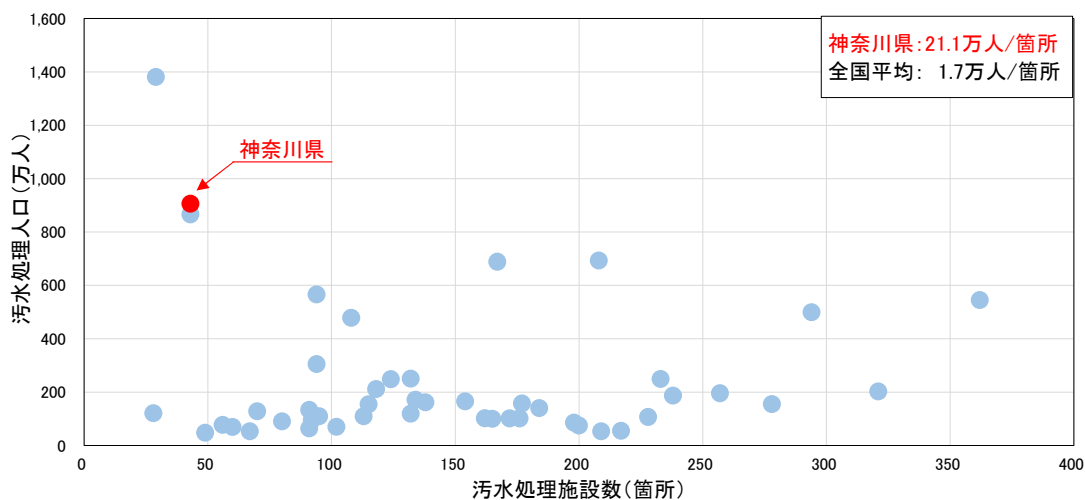


図5 都道府県別の汚水処理施設数と汚水処理人口の関係(令和元年度時点)

出典: 公営企業年鑑

3. 汚水処理事業をとりまく環境

(1) 事業経営

県内では、全自治体で今後10年間の主要施策や投資・財政計画等を記載した経営戦略を策定し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組んでいます。

県内自治体の経費回収率*の平均は、全国と比べて比較的高いものの、100%を下回る自治体が半数を超えている状況にあり、その要因としては、使用料単価の設定などが考えられます（図 6及び図 7）。

また、下水道が整備された地域でも接続が進まず、個別処理を継続している箇所があります（図 8）。

更に、県内の将来人口については、全国平均と比較すると減少幅が小さいものの、県西部を中心に長期的には人口減少が想定されます（図 9及び図 10）。

以上のことから、事業運営に必要な収入の確保とコスト縮減を進め、長期的な財政収支バランスの健全化を図っていく必要があります。

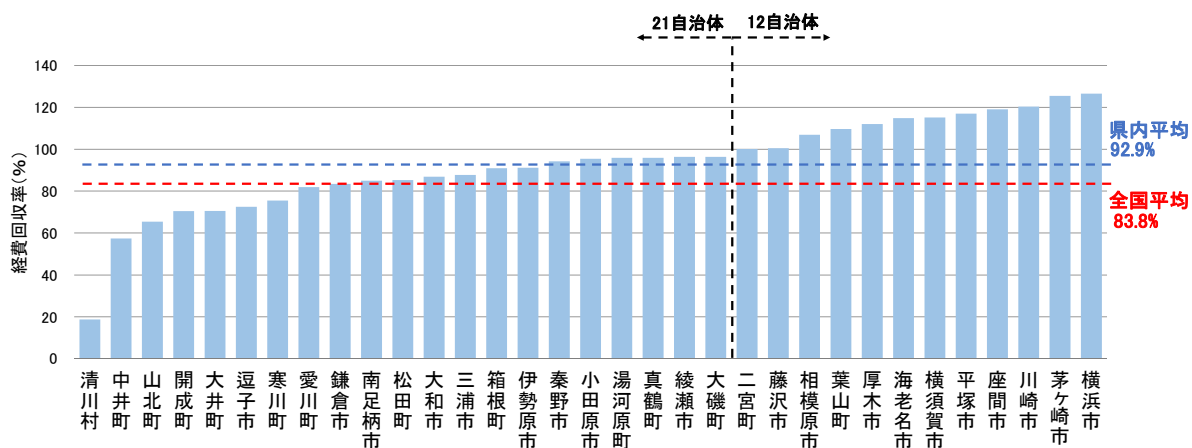


図 6 各市町村の経費回収率(令和2年度時点)

出典: 神奈川県各市町村税財政データ集

*経費回収率: 下水道使用料を汚水処理費(公費負担分を除く)で除した値であり、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標となります。

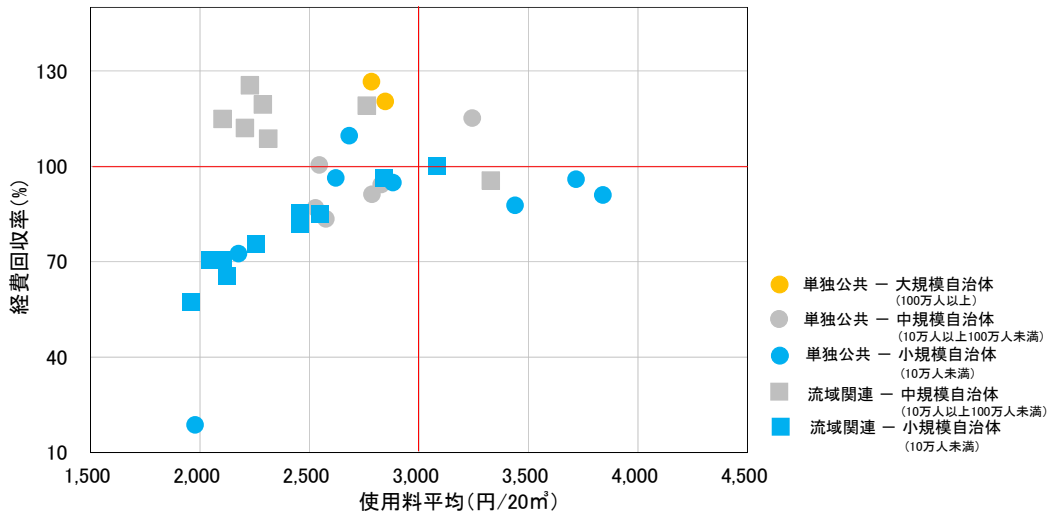


図 7 各市町村の経費回収率と下水道使用料の相関図(令和2年度時点)
出典:神奈川県各市町村税財政データ集

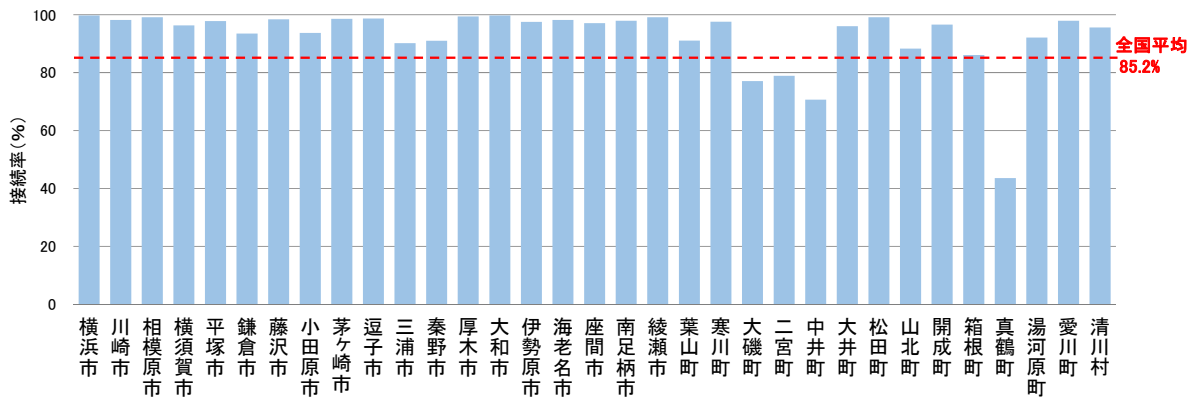


図 8 県内における下水道接続率(令和元年度時点)
出典:下水道統計

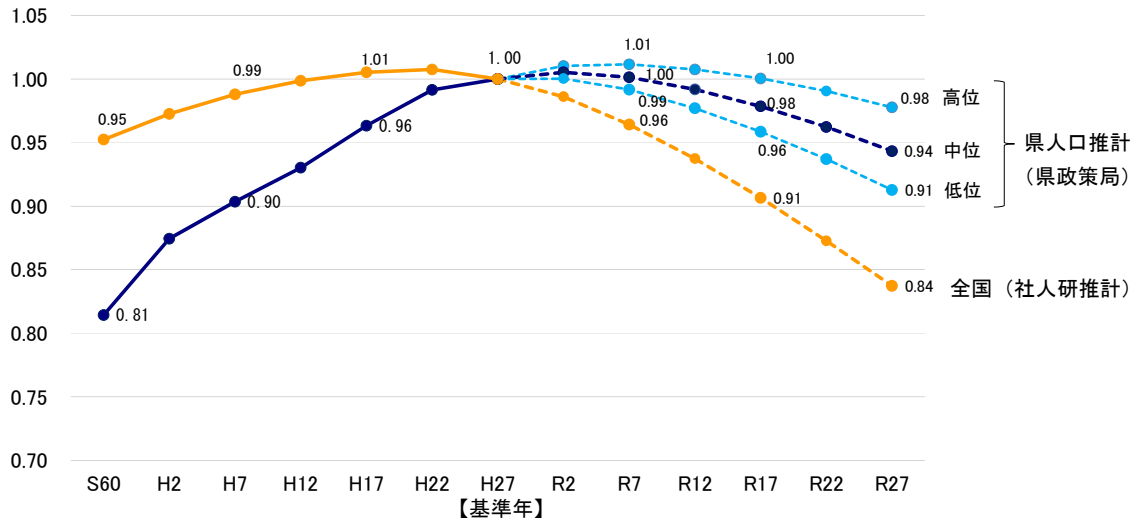


図9 将来人口推計の増減率

出典：国立社会保障・人口問題研究所、県政策局

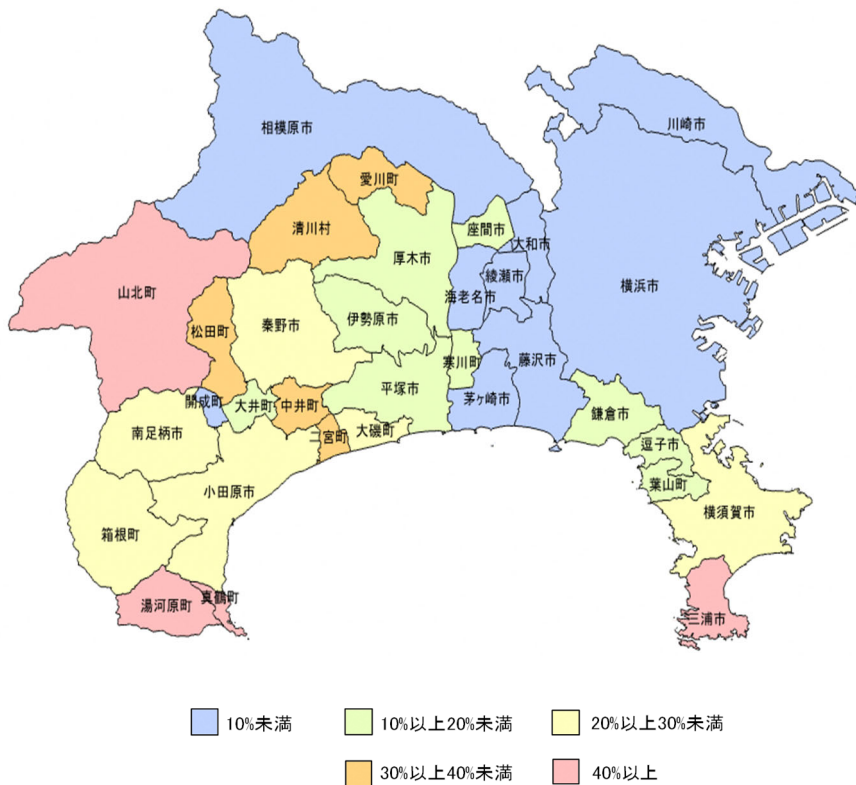


図10 県内における将来人口減少率(令和2年度基準に対する令和27年度時点比較)

出典：国立社会保障・人口問題研究所をもとに作成

(2) 執行体制

県内の汚水処理事業に携わる職員は、大規模な自治体では、一定の人員が確保されている一方、中小規模の自治体では、人員の減少が進んでいます（図 11）。

また、汚水処理事業は、管路施設等の整備に加え、処理場等の運転管理や点検・修繕、更には処理場や特定事業場の水質検査など多様な業務があり、この業務の実施に当たっては、土木、建築、機械、電気、化学など様々な技術職員が必要となります。しかし、中小規模の自治体では、これらの職員が不足していることに加え、今後は施設の老朽化に伴う維持管理業務の増大が見込まれることから、継続的な汚水処理サービスの提供が困難となることが懸念されます（図 12）。

更には、近年増加する自然災害への対応など、限られた人員の中でも、多くの業務を実施していくことが求められます。

以上のことから、特に中小規模の自治体では、汚水処理に関する業務を継続的に行っていくために、適切な執行体制の確保が必要です。

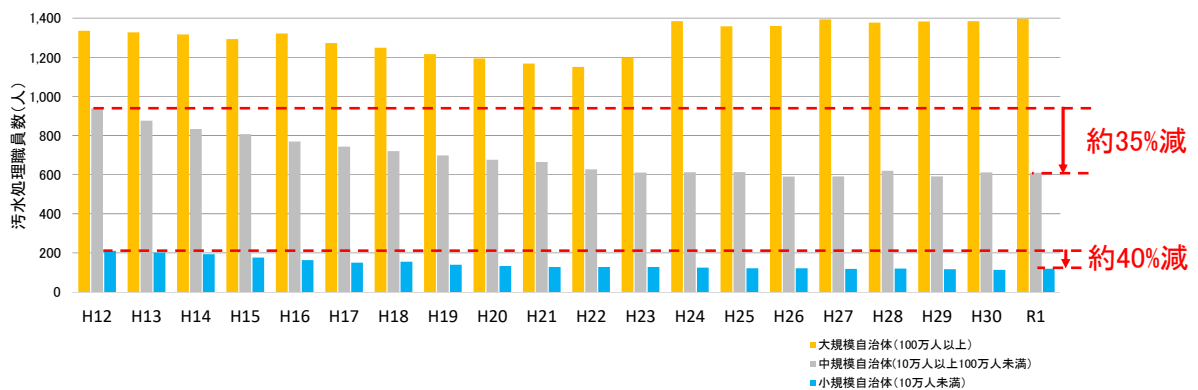


図 11 県内市町村における汚水処理職員数の推移 (平成12年度～令和元年度)

出典: 下水道統計

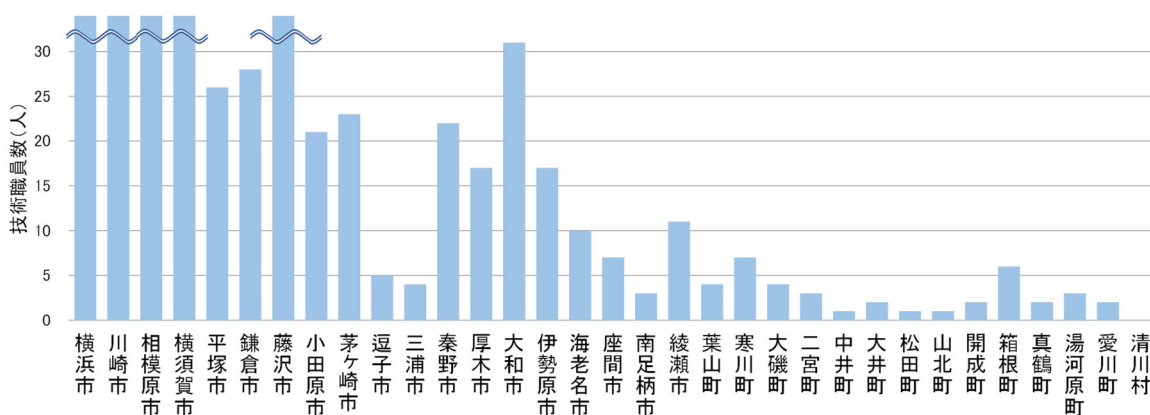


図 12 各市町村の汚水処理事業における技術職員数 (令和元年度時点)

出典: 下水道統計

(3) 施設管理

県内の下水処理場では、既に耐用年数を迎えている施設もあり、特に、機械・電気設備から構成される汚泥処理施設は、点検頻度が多いことや耐用年数が短いことなどから、多額の維持管理や改築費用が必要となります。また、焼却設備では、定期点検時等に脱水汚泥のまま場外処分する際の費用なども必要となります。

一方、古くから下水道事業に取り組んできた自治体では、今後、管路施設が耐用年数を迎え、また、多くの自治体では、雨天時浸入水などの対策も必要となるため、管路施設の改築に多額の費用が必要となります（図 13及び図 14）。

更に、将来的には人口減少に伴う汚水処理量の減少により、現在よりも施設稼働率の低下が想定されます（図 15及び図 16）。

以上のことから、今後はこれらの自治体において、処理場施設や管路施設等の効率的な運用を図っていく必要があります。

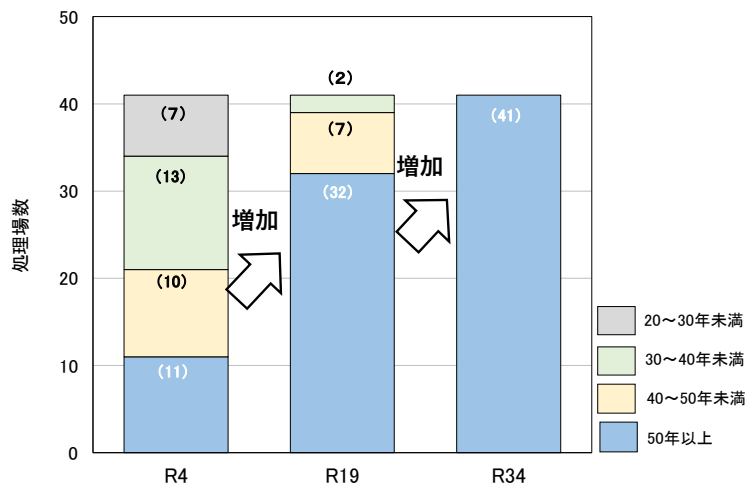


図 13 県内の下水処理場の築年数

出典: 神奈川県調査

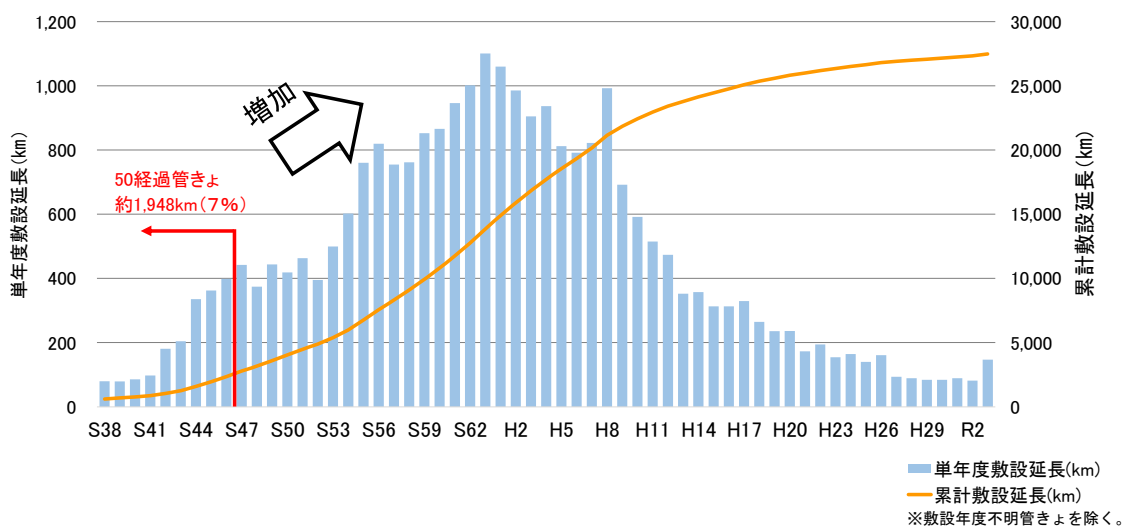


図 14 県内の下水道管きよ敷設年度

出典: 神奈川県調査

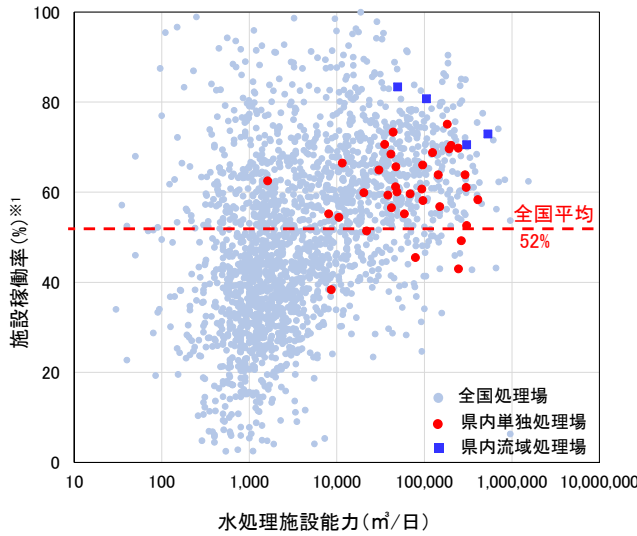


図 15 下水処理場の施設稼働率(令和元年度時点)
出典:下水道統計

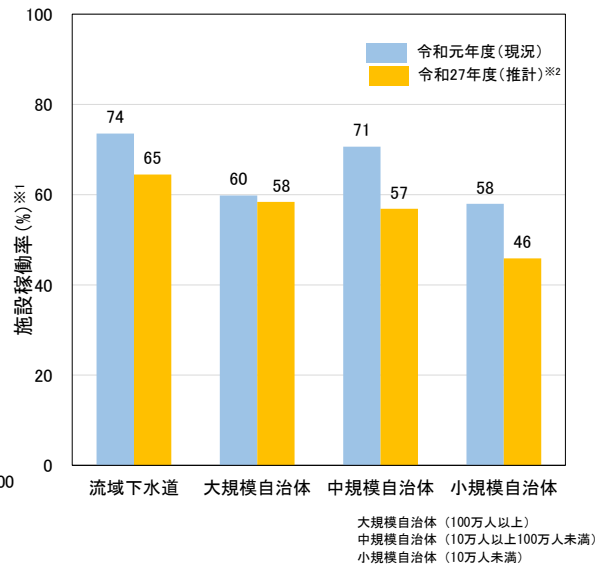


図 16 下水処理場の施設稼働率の将来推計^{※2}
出典:神奈川県調査

(1)～(3)に示したとおり、各自治体の汚水処理事業は、事業経営、執行体制、施設管理の観点から、それぞれに課題を抱えています。このため、適切な執行体制の確保や効率的な事業運営等を進め、汚水処理事業を将来にわたり持続可能なものとするために、各自治体が行う個々の取組とともに、各自治体をまたいで汚水処理事業を広域化・共同化することは重要なテーマです(図 17)。

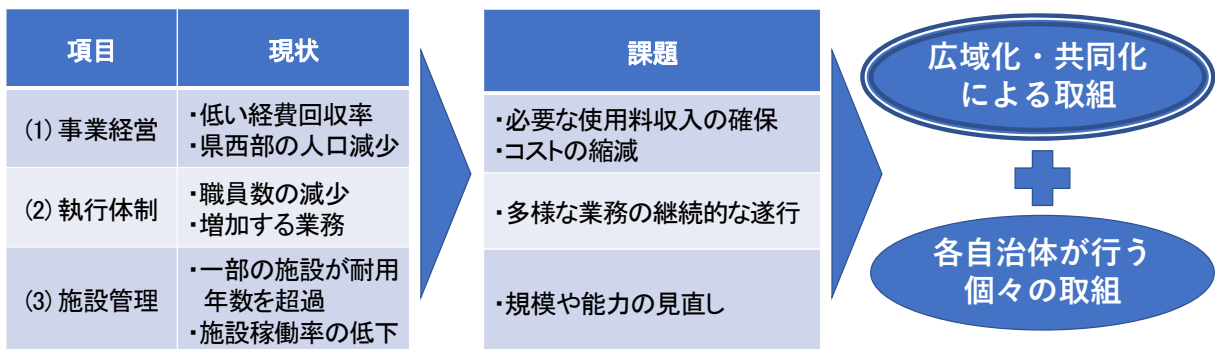


図 17 広域化・共同化の必要性

※1 施設稼働率: 施設稼働率=晴天時平均下水量÷水処理施設能力

※2 将来推計は、一定の条件で算出(施設稼働率×人口減少率)したものであり、各自治体の計画とは異なります。

4. これまでの広域化・共同化

県内では、これまでも汚水処理事業の効率的な事業運営を図るため、流域下水道による広域処理や下水処理場から発生する汚泥の集約処理など（ハード連携）や、下水道使用料徴収事務の委託や下水道使用料徴収システムの共同化など（ソフト連携）の取組が進められてきました。

【ハード連携】

県東部の横浜市及び川崎市においては、単独公共下水道事業により、市内で下水処理場間のネットワーク化や汚泥の集約処理を行うなど、効率的な運営を行ってきました。

県央地域及び県西地域では、相模川流域と酒匂川流域の2つの流域下水道が中心となり、スケールメリットを活かした整備に取り組み、更には処理区の拡大や編入を行い、広域化を実現してきました。

また、県内では市町村間の汚水の共同処理、流域下水道への編入や市町村内での処理場の統廃合、更には公共下水道によるし尿の集約処理など、これまで様々な広域化・共同化が行われてきました（表 2）。

【ソフト連携】

使用料徴収に係る事務の共同化や災害時における汚泥処理の相互協力などが行われています（表 2）。

表 2 県内におけるこれまでの広域化・共同化の取組事例

取組	関係自治体	内容	
ハード連携	汚水処理共同化	小田原市、神奈川県	寿町終末処理場を廃止し、酒匂川流域下水道に編入
		横須賀市	上町浄化センターを廃止し、下町浄化センターに統合
		真鶴町、湯河原町	真鶴町の全処理区を湯河原町で広域処理
		秦野市、伊勢原市	秦野市の処理区の一部を伊勢原市で広域処理
		横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、秦野市、大和市、伊勢原市、葉山町、二宮町	公共下水道によるし尿の集約処理
	汚泥処理共同化	小田原市、神奈川県	汚泥を酒匂川流域下水道酒匂水再生センターで集約処理 (流域編入までの間実施)
		横浜市	市内各水再生センターから北部、南部汚泥資源化センターへ送泥管を整備し集約処理
		川崎市	市内各水処理センターから入江崎総合スラッジセンターへ圧送管を整備し集約処理
		横須賀市	西浄化センターから下町浄化センターへ送泥管を整備し集約処理
	ソフト連携	事務の共同化	相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、愛川町
中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村			下水道使用料徴収システムの共同化
大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、愛川町			下水道受益者負担金*管理システムの共同化
BCP共同化		横浜市、藤沢市	横浜市西部水再生センター・藤沢市大清水浄化センター災害時の相互協力に関する協定

*下水道受益者負担金：下水道の整備により利益を受けられる区域の土地所有者等に対し、下水道事業の建設費の一部を負担していただくもの。

5. 広域化・共同化の県の方向性

広域化・共同化のハード連携については、これまでも様々な取組を進めてきましたが、将来的には人口減少に伴い、汚水処理量や汚泥処理量が減少していく処理場もあることから、更なる取組を促進します。

一方、ソフト連携については、使用料徴収等の一部の取組にとどまっていますが、ハード連携に比べ大規模な初期投資が不要であり、早期の効果発現が見込まれることから、脆弱な執行体制への対応や、今後増大する維持管理や事務に係るコスト縮減対策として、多様な取組を促進します。

なお、ハード連携、ソフト連携ともに、各連携メニューにおいて先行的に取組実施が可能な自治体から広域化・共同化を進め、その実施状況等を踏まえ、広域化・共同化の取組に関わる自治体の拡大を検討します。

【ハード連携】

- ・ 汚水処理施設を保有する自治体では、長期的な視点で、将来の汚水処理量などを考慮した効率的な運用をしていくため、汚水処理の共同化の可能性を検討します。また、施設の改築時期が近づいている汚水処理施設では、改築費や維持管理費の削減を目的とした近隣施設との統廃合を検討します。
- ・ 規模が小さい農業集落排水施設やし尿処理施設からの汚水の処理は、スケールメリットを活かした効率的な運用をしていくため、下水道施設への集約を検討します。
- ・ 汚泥処理については、災害時や緊急時に加え、施設点検時や修繕期間中の汚泥の継続的な処理を実施するため、処理場間の相互融通について検討します。また、改築サイクルが短くその費用が高額な汚泥焼却施設については、将来的には人口減少に伴う施設の稼働率低下が想定されるため、共同処理を検討します。

【ソフト連携】

- ・ 長期的な財政収支バランスの健全化を図るため、維持管理や事務に係るコスト縮減に加え、限られた人員下での円滑な業務遂行のために、各自治体の類似業務の共同化による職員の事務負担軽減の方策を検討します。
- ・ 地震や津波被害、浸水被害などへの災害対応力を強化するため、自治体間のBCP共同化を検討します。

6. 広域化・共同化の連携メニュー

本県では、汚水処理事業の運営に関する持続性・効率性の確保を目指し、下水道、農業集落排水、し尿処理等の汚水処理事業の広域化・共同化を検討する場として、平成30年11月に県内全市町村や国等が参加する検討会を設置し、議論を重ねてきました。今後は、整理した連携メニューについて、実施や将来的な可能性について検討を進めていきます。

(1) ハード連携

【汚水処理共同化】

各処理場における将来的な汚水処理量や各施設や処理場所在地の状況等を総合的に勘案し、汚水処理の共同化の可能性及び実施について検討します。

流域下水道との連携については、長期的な視野に立ち、処理場における将来的な汚水処理能力の余力、処理場所在地の自治体や地元住民との合意形成などの諸課題を踏まえ、将来的な可能性を検討します。

《連携内容》

① 逗子市浄水管理センターを葉山浄化センターに統合

逗子市浄水管理センターは、老朽化対策及び地震・津波対策として再整備の検討が急務である一方、処理場の敷地が狭いなどの制約があります。このため、隣接する葉山町の葉山浄化センターへの統合の可能性について検討を進めます。検討の結果、両市町のメリットが見出せた場合は、事業化を進めます。

② 七里ガ浜浄化センターを廃止し山崎浄化センターに統合

鎌倉市の七里ガ浜浄化センター等の施設では、地震・津波対策が急務であり、加えて、老朽化対策も必要となっています。このため、地震・津波対策及び維持管理の合理化を目的とした市内施設（七里ガ浜浄化センターと山崎浄化センター）の統廃合の可能性について検討を進めます。

③ 単独公共下水道と相模川流域下水道の連携

単独公共下水道の相模川流域下水道への編入について、編入に必要なコストや編入による効果検証、編入先の施設の余力、処理場所在地の自治体や地元住民との合意形成などの諸課題を踏まえ、将来的な可能性を検討します。

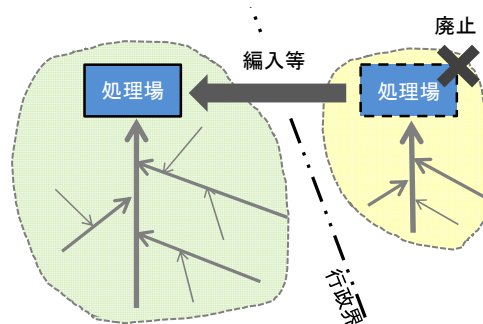


図 18 汚水処理共同化イメージ

④ 農業集落排水と相模川流域下水道の連携

農業集落排水の相模川流域下水道への編入について、接続に必要なコストや編入による効果検証、編入先の施設の余力、処理場所在地の自治体や地元住民との合意形成などの諸課題を踏まえ、将来的な可能性を検討します。

- ⑤ 足柄衛生センターのし尿処理施設を改修し流域関連公共下水道に接続
足柄衛生センターのし尿処理施設は、小規模で汚水量が少ないため、集約の実施に向けた検討を進めます。
- ⑥ 大磯町美化センターし尿処理施設を改修し流域関連公共下水道に接続
大磯町美化センターし尿処理施設は、小規模で汚水量が少ないため、集約化を実施します。

【汚泥処理共同化】

短中期的には、災害時や緊急時、施設点検時や修繕期間中の汚泥処理について処理場間の相互融通を検討します。長期的には、将来的な汚泥量の減少による施設の有効活用や、増大する改築費・維持管理費への対応として、汚泥処理の共同化の可能性を検討するほか、改築時期に合わせた焼却施設の統廃合の可能性を検討します。

《連携内容》

- ⑦ 酒匂川流域下水道の処理場から発生する汚泥の集約処理
酒匂水再生センターと扇町水再生センターの汚泥処理施設の改築更新に合わせ、汚泥の集約処理を実施します。
- ⑧ 相模川流域下水道の処理場の汚泥処理を相互融通
柳島水再生センターと四之宮水再生センターにおける、汚泥の相互融通による運用方策を早期に計画し、焼却炉の改築に合わせ、効率化を図ります。
- ⑨ 相模川流域下水道と酒匂川流域下水道の処理場の汚泥処理を相互融通
相模川流域下水道（柳島水再生センター、四之宮水再生センター）と、酒匂川流域下水道（酒匂水再生センター、扇町水再生センター）から発生する汚泥について、災害時や緊急時における相互融通の実施に向けた検討を行います。
- ⑩ 県内処理場の汚泥処理を相互融通
山崎浄化センター（鎌倉市）、辻堂浄化センター（藤沢市）、北部浄化センター（大和市）、仙石原浄水センター（箱根町）、柳島水再生センター（相模川流域）、四之宮水再生センター（相模川流域）、酒匂水再生センター（酒匂川流域）及び扇町水再生センター（酒匂川流域）で焼却処理している汚泥について、災害時や緊急時、施設点検時や修繕期間中の相互融通の実施に向けた仕組みの構築を進めます。

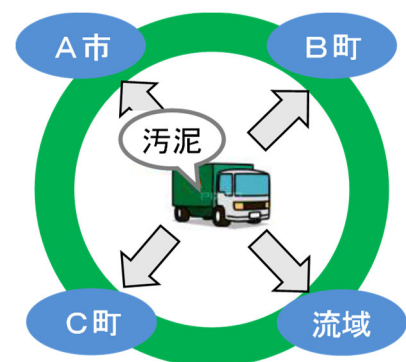


図 19 汚泥処理の相互融通イメージ

⑪ 単独公共下水道から発生する汚泥を流域下水道の処理場でまとめて処理

将来、施設稼働率が低下する単独公共下水道の汚泥処理施設を廃止し、流域下水道の処理場で汚泥を共同処理することについて、共同処理を行う施設の余力、処理場所在地の自治体や地元住民との合意形成などの諸課題を踏まえ、将来的な可能性を検討します。

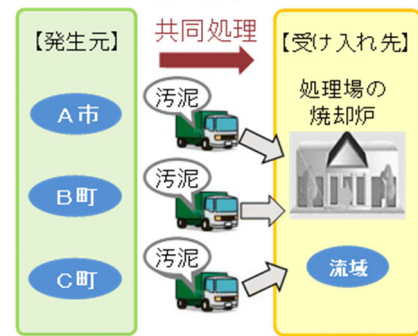


図 20 汚泥の共同処理イメージ

(2) ソフト連携

【維持管理共同化】

職員の事務負担軽減や維持管理費の縮減を図るため、管路施設の点検や水質検査等について共同化を検討します。

処理場を所有する自治体では、施設監視業務や薬品等の調達について共同化を検討します。

《連携内容》

⑫ 管路・マンホールポンプの維持管理の共同化

職員の事務負担軽減や維持管理費のコスト縮減を図るため、管路・マンホールポンプの維持管理の共同化に関して、実施に向けた検討を進めます。

⑬ 下水処理場等の遠方監視の共同化

職員の事務負担軽減や維持管理費のコスト縮減を図るため、下水処理場等の遠方監視を複数施設で共同化することに関して、実施に向けた検討を進めます。

⑭ マンホールポンプ監視システムの共同発注

職員の事務負担軽減や維持管理費のコスト縮減を図るため、各自治体で行っているマンホールポンプ監視システムに係る業務の発注を共同化することに関して、実施に向けた検討を進めます。

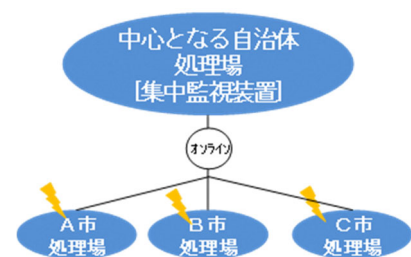


図 21 遠方監視のイメージ

⑮ 処理場等の薬品、電力調達の共同化

職員の事務負担軽減や維持管理費のコスト縮減を図るため、下水処理場等で使用する薬品や電力の調達を共同化することに関して、実施に向けた検討を進めます。

⑯ 水質検査の共同化

職員の事務負担軽減や維持管理費のコスト縮減を図るため、下水処理場や特定事業場の水質検査を共同化することに関して、実施に向けた検討を進めます。

＜補完者を活用した維持管理の共同化＞

＜集約の中核となる自治体による共同化＞

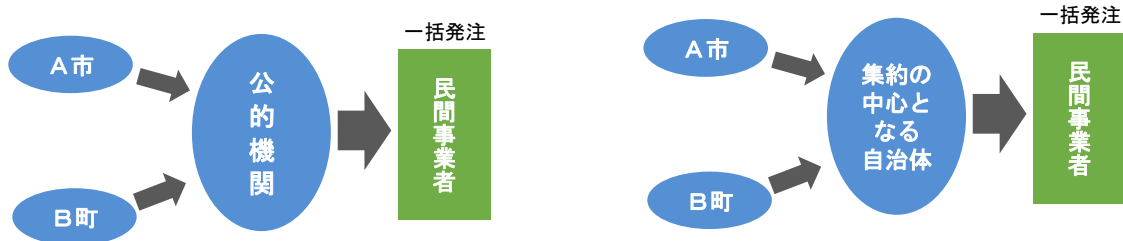


図 22 共同発注のイメージ

【事務の共同化】

職員の事務負担軽減や申請者の利便性向上のため、市町村が行っている排水設備関連事務について、共同化を検討します。

《連携内容》

⑰ 排水設備関連事務の共同化

職員の事務負担軽減や申請者の利便性向上を図るため、市町村で行っている排水設備関連事務（指定下水道工事店登録申請・責任技術者登録申請・排水設備工事確認申請等）の共同化に関して、実施に向けた検討を進めます。

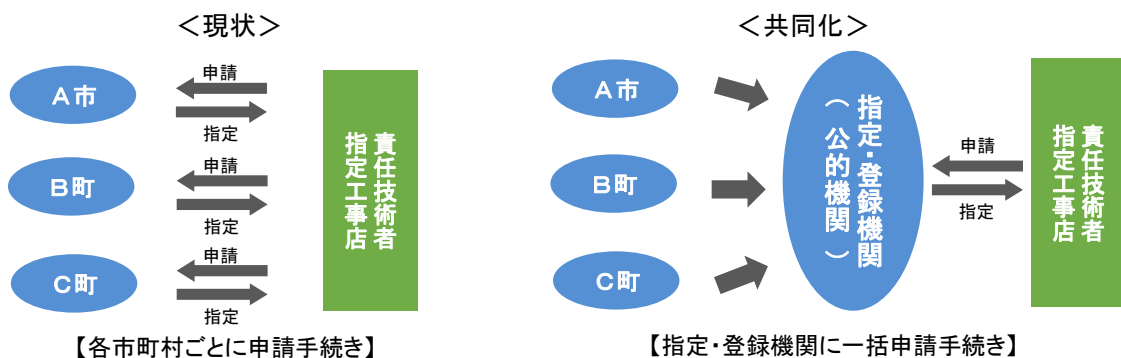


図 23 事務の共同化のイメージ

【BCP共同化】

災害時対応能力を向上させ、災害時に迅速な応急活動や復旧活動が行えるよう、複数自治体による災害時における情報の共有化や、資機材を相互融通できる体制を整えることに加え、災害時を想定した合同訓練の実施を検討します。なお、災害支援に係る他の協定やルールを踏まえたうえで、県内自治体間における情報共有方法や役割分担等について検討します。

《連携内容》

⑱ 災害時における情報の共有

災害時における対応能力の向上を図るため、各自治体の被災状況等を共有することに関して、実施に向けた検討を進めます。

⑲ 災害時における資機材の相互融通

災害時における対応能力の向上を図るため、各自治体の資機材保有状況の情報を共有するなどし、相互融通できる体制を構築することについて、実施に向けた検討を進めます。

⑳ 災害訓練の共同実施

災害時における対応能力の向上を図るため、実際の災害を想定した合同訓練に関して、実施に向けた検討を進めます。

【広報共同化】

職員の事務負担軽減を図るため、各市町村で行っている下水道への接続率を向上させるための広報活動や、適切な下水道利用を促進するための広報活動の共同化を検討します。

《連携内容》

㉑ 広報活動の共同実施

職員の事務負担軽減を図るため、各市町村で行っている下水道への接続率を向上させるための広報活動（処理場の施設見学）や、適切な下水道利用を促進するための広報資料の作成等を共同化することに関して、実施に向けた検討を進めます。

7. 広域化・共同化のロードマップ

広域化・共同化のロードマップは、連携メニューの実施に向けた短期、中期、長期のスケジュールを示すものです（表 3）。

【ハード連携】

表 3 広域化・共同化のロードマップ

広域的な連携メニュー	番号	連携内容	広域化に関わる自治体	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール					
					短期（～5年間）		中期（～10年間）		長期（～30年間）	
					2023年	2027年	2028年	2032年	2033年	2052年
汚水処理共同化	①	逗子市浄水管理センターを葉山浄化センターに統合	逗子市、葉山町	逗子市浄水管理センター 葉山浄化センター	・可能性を検討		・検討結果を踏まえ事業化			
	②	七里ガ浜浄化センターを廃止し山崎浄化センターに統合	鎌倉市	山崎浄化センター 七里ガ浜浄化センター	・可能性を継続的に検討					
	③	単独公共下水道と相模川流域下水道の連携	鎌倉市、藤沢市、秦野市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、清川村	山崎浄化センター 辻堂浄化センター 秦野市浄水管理センター 北部浄化センター 中部浄化センター 伊勢原終末処理場 綾瀬終末処理場 清川下水浄化センター	・可能性を継続的に検討					
	④	農業集落排水と相模川流域下水道の連携	相模原市、平塚市	大久和排水処理施設 土屋浄化センター 吉沢浄化センター	・可能性を継続的に検討					
	⑤	足柄衛生センターのし尿処理施設を改修し流域関連公共下水道に接続	(足柄上衛生組合) 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	足柄衛生センター	・課題整理 ・協議・調整等		・運用開始			
	⑥	大磯町美化センターし尿処理施設を改修し流域関連公共下水道に接続	大磯町	大磯町美化センター	・事業着手 ・施設整備		・運用開始			
汚泥処理共同化	⑦	酒匂川流域下水道の処理場から発生する汚泥の集約処理	県流域	酒匂川流域 酒匂水再生センター 扇町水再生センター	・事業着手 ・施設整備		・施設整備 ・集約化開始			
	⑧	相模川流域下水道の処理場の汚泥処理を相互融通	県流域	相模川流域 柳島水再生センター 四之宮水再生センター	・運用方策の検討 ・協議・調整等		・相互融通開始			
	⑨	相模川流域下水道と酒匂川流域下水道の処理場の汚泥処理を相互融通	県流域	相模川流域 柳島水再生センター 四之宮水再生センター 酒匂川流域 酒匂水再生センター 扇町水再生センター	・課題整理 ・運用方策の検討 ・協議・調整等		・相互融通開始			
	⑩	県内処理場の汚泥処理を相互融通	鎌倉市、藤沢市、大和市、箱根町、県流域	山崎浄化センター 辻堂浄化センター 北部浄化センター 仙石原浄水センター 相模川流域 柳島水再生センター 四之宮水再生センター 酒匂川流域 酒匂水再生センター 扇町水再生センター	・課題整理 ・運用方策の検討 ・協議・調整等		・相互融通開始			
	⑪	単独公共下水道から発生する汚泥を流域下水道の処理場でまとめて処理	鎌倉市、逗子市、秦野市、大和市、伊勢原市、葉山町、箱根町	山崎浄化センター 七里ガ浜浄化センター 逗子市浄水管理センター 秦野市浄水管理センター 北部浄化センター 中部浄化センター 伊勢原終末処理場 葉山浄化センター 宮城野浄水センター 仙石原浄水センター	・可能性を継続的に検討					

【ソフト連携】

広域的な連携メニュー	番号	連携内容	広域化に関わる自治体	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール		
					短期 (～5年間)	中期 (～10年間)	長期 (～30年間)
					2023年	2027年	2028年 2032年 2033年 2052年
維持管理 共同化	⑫	管路・マンホールポンプの維持管理の共同化	秦野市、大和市、海老名市、南足柄市、二宮町、大井町、箱根町、湯河原町、県流域	公共下水道 流域下水道	・協議・調整等	・協議・調整等 ・共同化開始	
	⑬	下水処理場等の遠方監視の共同化	大和市、伊勢原市、県流域	公共下水道 流域下水道	・協議・調整等	・協議・調整等	・監視装置更新等 ・共同化開始
	⑭	マンホールポンプ監視システムの共同発注	大和市、伊勢原市、葉山町	公共下水道	・協議・調整等	・協議・調整等	・協議・調整等 ・共同化開始
	⑮	処理場等の薬品、電力調達 の共同化	鎌倉市、藤沢市、秦野市、大和市、伊勢原市、箱根町、湯河原町、県流域	公共下水道 流域下水道	・協議・調整等	・協議・調整等 ・共同化開始	
	⑯	水質検査の共同化	鎌倉市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、二宮町、大井町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、県流域	公共下水道 流域下水道	・協議・調整等	・協議・調整等 ・共同化開始	
事務の 共同化	⑰	排水設備関連事務の共同化	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、山北町、開成町、湯河原町	公共下水道	《登録事務》 ・課題整理 ・協議・調整等 《手続き電子化》 ・課題整理 ・協議・調整等	《登録事務》 ・課題整理 ・協議・調整等 ・共同化開始 《手続き電子化》 ・課題整理 ・協議・調整等	《手続き電子化》 ・共同化開始
BCP 共同化	⑱	災害時における情報の共有	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村、県流域	公共下水道 流域下水道	・情報の種類、共有の方法及び範囲の決定 ・共有の運用開始		
	⑲	災害時における資機材の相互融通	横須賀市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、県流域	公共下水道 流域下水道	・資機材の種類、相互融通の方法及び範囲の検討調整	・相互融通の運用開始	
	⑳	災害訓練の共同実施	相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、開成町、湯河原町、愛川町、県流域	公共下水道 流域下水道	・訓練の種類、方法及び範囲の決定 ・合同訓練開始		
広報 共同化	㉑	広報活動の共同実施	相模原市、座間市、葉山町、大磯町、箱根町、真鶴町、県流域	公共下水道 流域下水道	・処理場見学会開始 ・広報資料等検討		

下線：システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項

8. 今後の取組

(1) 今後の取組

本計画は、今後検討を進めていく連携メニューと実施までのロードマップを示すものですが、この計画を実行性のあるものとするため、財源の確保等、具体的な検討を深めていきます。

また、各自治体における施設の老朽化状況や執行体制、財政力等の差異や地域特性等を踏まえ、各自治体間の調整を行っていきます。

更に、施設の統廃合や業務の共同化にあたっては、2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素化の観点を取り入れて検討を行っていきます。

【検討体制等】

- ・ 本計画に定めた連携メニューを着実に実行するために、県が計画策定に向け設置した検討会を継続し、関係自治体間で協議や調整を実施します。（図 24）
- ・ 特に、県と市町村が連携して取り組む必要がある課題については、広域的な立場から県が調整を主導していきます。

【主な検討項目】

- ・ 将来想定される施設稼働率、老朽化に伴う改築のタイミングなどを踏まえた経済比較や財源、創エネ・省エネ技術の導入など。
- ・ 統廃合や編入による処理場からの処理水が放流先に及ぼす影響や処理場所在地の自治体や地元住民との合意形成など。
- ・ 県や市町村間における費用負担割合の調整や法令などに基づく諸手続き、システムの統一化など。

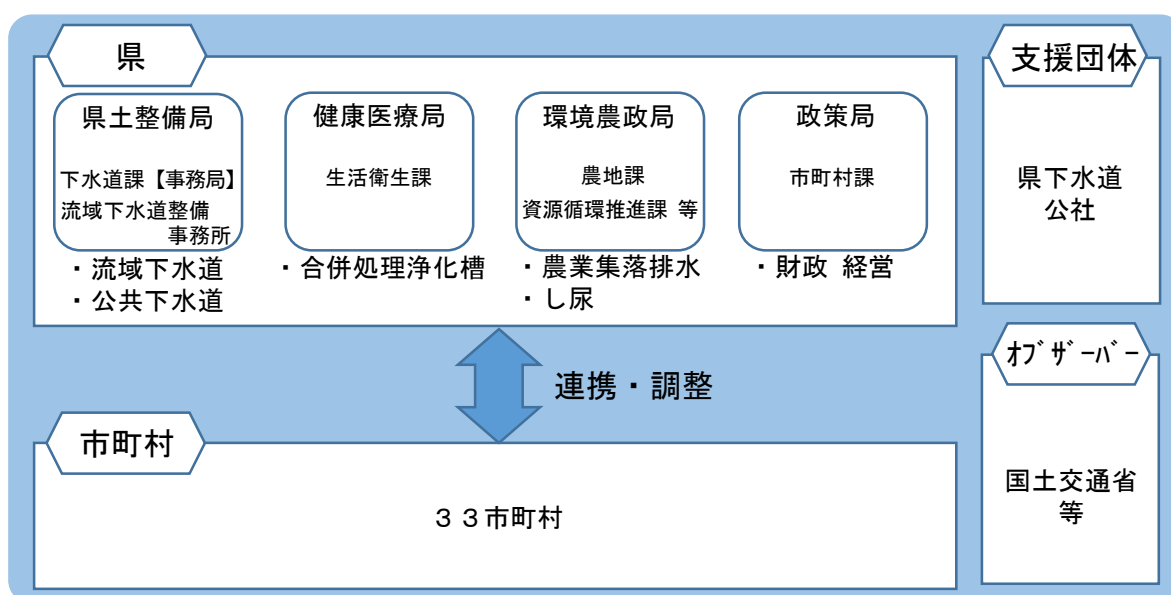


図 24 広域化・共同化の検討体制

(2) 進捗管理

本計画では、計画の目的である汚水処理施設の持続可能な事業運営を推進するため、PDCAサイクルを用いて、連携メニューの実効性を高めていきます。

【実施（Do）】

- ・ 関係自治体は、連携メニューの実現に向けて、検討会などにより協議や調整を行います。
- ・ 県と市町村が連携して取り組む必要がある課題については、県は広域的な立場から調整を行います。

【評価（Check）】

- ・ 県は、連携メニューに係る関係自治体に適宜ヒアリングなどを行い、点検・進捗管理を行います。

【見直し（Action）】

- ・ 関係自治体は、進捗の遅れや計画変更の必要性が生じた場合には、連携メニューの内容やスケジュールの見直しの検討を行います。

【計画の策定（Plan）】

- ・ 県は、関係自治体の連携メニューの内容やスケジュールの見直しを踏まえ、概ね5年に1回程度、計画の見直しを行います。

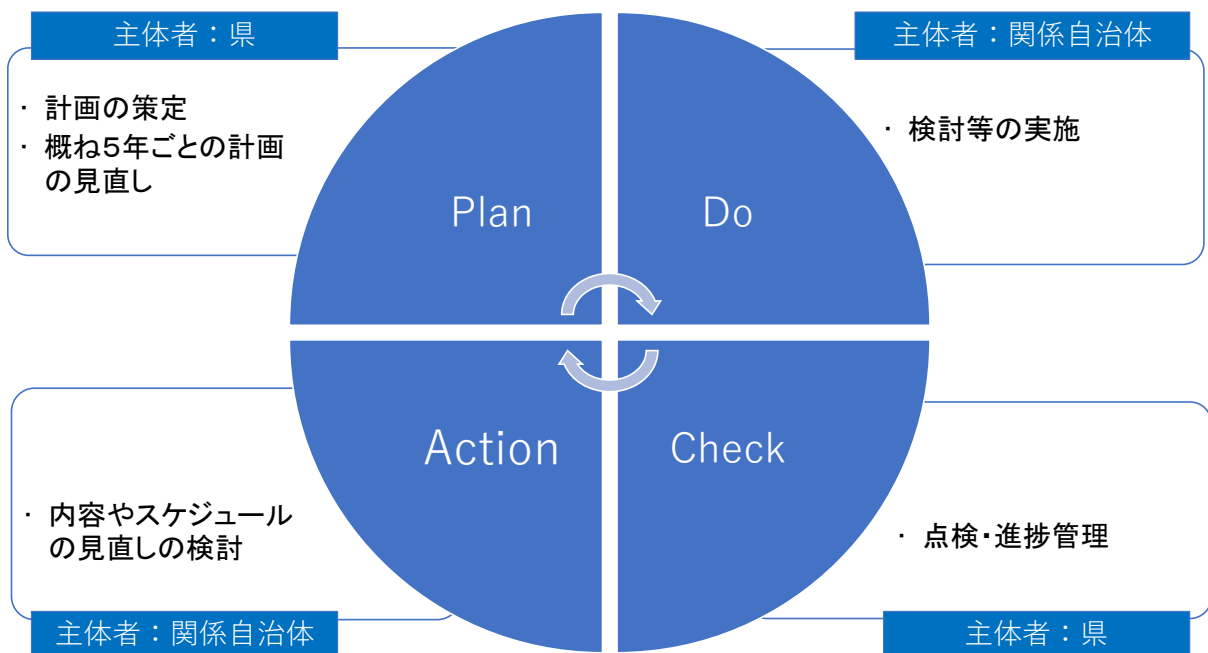


図 25 広域化・共同化計画のPDCAサイクル



神奈川県

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話(045)210-1111 (代表)